

改正

令和元年7月2日要綱第6号

令和3年3月29日要綱第39号

令和3年4月1日要綱第61号

令和4年9月30日要綱第114号

石狩市建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律に係る建築物の措置等に関する要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）に規定される建築物に係る措置等に関して、石狩市長（以下「市長」という。）が行う審査事務を合理的かつ効率的に行うために必要な事項を定める。

(適合基準)

第2条 建築物エネルギー消費性能確保計画（以下「計画」という。）は、法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとする。

(判定の実施)

第3条 前条の基準に適合するかどうかの判定（以下「適合性判定」という。）を申請しようとする建築主は、石狩市建築主事に建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）第6条第1項の規定に基づく確認申請書又は基準法第18条第2項の規定に基づく計画通知を提出する場合、法第15条第1項に定められた登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録省エネ判定機関」という。）に建築物エネルギー消費性能確保計画を提出し、法第15条第2項の規定により読み替えて適用される法第12条第3項又は第13条第4項に規定する適合判定通知書（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）様式第7又は様式第17）の交付を受け、当該適合判定通知書又はその写しを石狩市建築主事あてに提出するものとする。

(軽微な変更に関する証明書の交付)

第4条 適合性判定の申請を行った建築主は、石狩市建築主事から基準法第7条第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の交付を受けようとする場合、前条の計画の変更が、省令第3条の軽微な変更該当していることを説明する建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（別記第1-1号様式。以下「軽微変更該当説明書」という。）を基準法第7条第1項又は

第18条第16項に基づく完了検査申請書又は工事完了通知書に添付して提出するものとする。

- 2 前項の場合において、建築主は、計画の変更が省令第11条の規定に基づき、再計算によって基準適合が明らかな変更（計画の根本的な変更を除く。）に該当していることを証する軽微変更該当証明書（別記第1－2号様式）の交付を登録省エネ判定機関に求め、当該軽微変更該当証明書又はその写しを軽微変更該当説明書に添付するものとする。

（認定基準）

第5条 計画は、法第35条第1項第1号から第3号までに規定する認定基準に適合するものとする。

- 2 建築物のエネルギー消費性能（以下「消費性能表示」という。）は、法第41条第2項に規定する認定基準に適合するものとする。

（事前審査）

第6条 申請者は、市長に省令第23条の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請書（以下「計画認定申請書」という。）又は省令第30条の建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請書（以下「消費性能表示認定申請書」という。）を提出する前に、住宅の用途に供する建築物である場合は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）

第5条第1項の登録住宅性能評価機関に対し計画又は消費性能表示に係る技術的審査又は住宅性能評価を依頼し、住宅以外の用途に供する建築物である場合は、登録省エネ判定機関に対し計画又は消費性能表示に係る技術的審査を依頼し、当該登録住宅性能評価機関又は当該登録省エネ判定機関から性能向上計画認定に係る技術的審査適合証（別記第2－1号様式。以下「計画適合証」という。）、消費性能表示認定に係る技術的審査適合証（別記第2－2号様式。以下「消費性能表示適合証」という。）又は品確法第5条第1項の規定による住宅性能評価書の交付を受けるものとする。

- 2 前項の計画適合証は、法第35条第1項第1号から第3号までに規定する認定基準に適合することを証するものとする。
- 3 第1項の消費性能表示適合証は、法第41条第2項に規定する認定基準に適合することを証するものとする。
- 4 第1項の住宅性能評価書は、次に掲げる基準に適合することを証するものとする。

（1）計画に係る住宅性能評価書は、日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合すること。ただし、法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級4又は等級5に適合することとする。

- (2) 消費性能表示に係る住宅性能評価書は、日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は等級5に適合すること。ただし、法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級3、等級4又は等級5に適合することとする。

(認定申請)

第7条 申請者は、法第34条第1項に規定する認定の申請をするときは、省令第23条の計画認定申請書を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、法第41条第1項に規定する認定の申請をするときは、省令第30条の消費性能表示認定申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の申請に併せて法第35条第2項の申出を行おうとする場合には、申請者は第1項の認定に必要な図書に基準法第6条第1項の規定による確認の申請書を添えて、市長に提出しなければならない。

4 前項の申出に、基準法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要する計画である場合には、基準法第6条第4項の期間の末日の3日前までに、同法第6条の3第7項の適合判定通知書の写しを市長に提出するものとする。

(認定申請に必要な図書)

第8条 申請者は、前条第1項の申請の際に省令第23条に定める図書のほか、次に掲げる図書を提出しなければならない。

(1) 品確法第6条第1項の設計された住宅に係る住宅性能評価書の写し又は計画適合証

(2) その他市長が必要と認めるもの

(認定の通知)

第9条 市長は、第7条第1項の申請があった場合において、法第35条第1項の計画の認定をするときは、省令第25条第1項の規定により、申請者へ同条第2項の建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書（以下、「計画認定通知書」という。）を交付する。

2 市長は、第7条第2項の申請があった場合において、法第41条第2項の消費性能表示の認定をするときは、省令第31条第1項の規定により、申請者へ同条第2項の建築物エネルギー消費性能に係る認定通知書（以下、「消費性能表示認定通知書」という。）を交付する。

(計画の変更申請)

第10条 申請者は、法第36条第1項に規定する変更の認定の申請をするときは、省令第27条に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請書を市長に提出しなければならない。

2 第5条第1項、第6条第1項及び第2項、第7条第3項及び第4項、第8条第1項、第9条第1項の規定は、前項に規定する変更の認定の申請について準用する。この場合において、第3条第1項中「省令第23条の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請書（以下「計画認定申請書」という。）」とあるのは「省令第27条の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請書（以下「計画変更認定申請書」という。）」と、第7条第3項中「第1項の申請に併せて法第35条第2項」とあるのは「第10条第1項の申請に併せて法第36条第2項において準用する法第35条第2項」と、第8条第1項中「前条第1項の申請の際に省令第23条」とあるのは「第10条第1項の申請の際に省令第27条」と、第9条第1項中「第7条第1項」とあるのは「第10条第1項」と、「法第35条第1項」とあるのは「法第36条第2項において準用する法第35条第1項」と、「省令第25条第1項の規定により申請者へ同条第2項の建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書（以下「計画認定通知書」という。）」とあるのは「申請者へ省令第28条の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定通知書（以下「計画変更認定通知書」という。）」と読み替えるものとする。

（変更認定の通知）

第11条 市長は、前条の規定に基づき変更した計画の認定をしたときは、省令第28条の規定により、計画認定建築主（以下「認定建築主」という。）へ建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定通知書（省令様式第36）を交付するものとする。

（取下げ届）

第12条 申請者は、第7条第1項又は第10条第1項の申請について、第9条第1項の認定を受ける前に当該申請を取り下げるときは、取下げ届（別記第3-1号様式）1部を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、第7条第2項の申請について、第9条第2項の認定を受ける前に当該申請を取り下げるときは、取下げ届（別記第3-2号様式）1部を市長に提出しなければならない。

（取りやめ届）

第13条 法第35条第1項の認定建築主（第9条第1項の規定により計画の認定を受けた者をいう。以下同じ。）は、同条の認定を受けた計画の建築を取りやめるときは、取りやめ届（別記第4号様式）1部に第9条の計画認定通知書及び認定申請書の副本並びにその添付書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（譲渡人決定の届出）

第14条 認定建築主が計画に基づく建築物又は住戸を譲受人に譲り渡した場合、認定建築主又は譲受人は、単独又は共同して当該建築物又は住戸の名義を変更した旨を名義変更届出書（別記第5

号様式)により市長に届け出るものとする。

(軽微な変更)

第15条 認定建築主は、省令第26条に規定する変更をしようとする場合は、軽微な変更届(別記第6号様式)正副2部に、それぞれ変更部分を示す図書を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の軽微な変更届を受理した後に、当該届の副本を認定建築主に返却するものとする。

(完了の報告等)

第16条 認定建築主は、認定を受けた計画の建築物の建築工事が完了したときは、当該計画に従って建築工事が行われた旨を建築士が確認し、速やかに、工事完了報告書(別記第7号様式)1部を、市長に提出しなければならない。

2 法第37条により市長から報告を求められた認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画状況報告書(別記第8-1号様式)1部を市長に提出しなければならない。

3 法第43条により市長から報告を求められた法第6条第2項の認定を受けた建築物の所有者は、基準適合認定建築物状況報告書(別記第8-2号様式)1部を市長に提出しなければならない。

(認定しない旨の通知)

第17条 市長は、第7条第1項又は第10条第1項の申請に係る計画の認定をしない場合は、認定しない旨の通知書(別記第9号様式(その1))を申請者に交付するものとする。

2 市長は、第7条第2項の申請に係る当該消費性能表示の認定をしない場合は、認定しない旨の通知書(別記第9号様式(その2))を申請者に交付するものとする。

(改善命令)

第18条 市長は、法第38条の改善命令は、市長が必要と認めるときに、改善命令書(別記第10号様式)により行うものとする。

(認定の取消し)

第19条 市長は、法第39条の規定による認定の取消しは、市長が必要と認めるときに、認定取消通知書(別記第11号様式(その1))により行うものとする。

2 市長は、法第42条の規定による認定の取消しは、市長が必要と認めるときに、認定取消通知書(別記第11号様式(その2))により行うものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月2日要綱第6号）

この要綱は、令和元年7月2日から施行する。

附 則（令和3年3月29日要綱第39号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日要綱第61号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月30日要綱第114号）

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

年 月 日

石狩市建築主事 様

申請者氏名又は名称

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能に関する法律施行規則第3条に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

(1) 建築物等の名称	
(2) 建築物等の所在地	
(3) 省エネ適合性判定年月日・番号	.
(4) 変更の内容	
<input type="checkbox"/> A 省エネ性能が向上する変更	
<input type="checkbox"/> B 一定の範囲内の省エネ性能が減少する変更	
<input type="checkbox"/> C 再計算によって基準適合が明らかな変更（計画の抜本的な変更を除く。）	
(5) 備考	
(注意)	受付欄
<p>1. この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第3面別紙として添付してください。</p> <p>2. (4)変更の内容において、Aにチェックした場合には第2面に、Bにチェックした場合は第3面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Cにチェックした場合には軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。</p>	

【空調設備関係】

次に掲げる (い)、(ろ) のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。
(い) 外壁の平均熱貫流率について5%を超えない増加 かつ 窓の平均熱貫流率について5%を超えない増加
外壁の平均熱貫流率について5%を超えない増加の確認
変更内容 <input type="checkbox"/> 断熱材種類 <input type="checkbox"/> 断熱材厚み 変更する方位 <input type="checkbox"/> 全方位 <input type="checkbox"/> 一部方位のみ(方位) 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前() 変更後() 増加率() %
窓の平均熱貫流率について5%を超えない増加の確認
変更内容 <input type="checkbox"/> ガラス種類 <input type="checkbox"/> ブラインドの有無 変更する方位 <input type="checkbox"/> 全方位 <input type="checkbox"/> 一部方位のみ(方位) 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前() 変更後() 増加率() %
(ろ) 熱源機器の平均効率について10%を超えない低下
平均熱源効率(冷房平均COP)
変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の平均熱源効率 変更前() 変更後() 減少率() %
平均熱源効率(暖房平均COP)
変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の平均熱源効率 変更前() 変更後() 減少率() %

【機械換気設備関係】

評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる (い)、(ろ) のいずれか該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更

(い) 送風機の電動機出力について10%を超えない増加

室用途 ()

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の送風機の電動機出力

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

室用途 ()

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の送風機の電動機出力

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

(ろ) 計算対象床面積について5%を超えない増加 (室用途が「駐車場」「厨房」である場合のみ。)

室用途 (駐車場)

変更前・変更後の床面積

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

室用途 (厨房)

変更前・変更後の床面積

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

【照明設備関係】

<p>評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる（い）に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更</p>
<p>（い） 単位床面積あたりの照明器具の消費電力について 10%を超えない増加</p>
<p>室用途（ ）</p> <p>変更内容 <input type="checkbox"/>機器の仕様変更 <input type="checkbox"/>台数の増減</p> <p>変更前・変更後の単位床面積あたりの消費電力</p> <p>変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ）%</p>
<p>室用途（ ）</p> <p>変更内容 <input type="checkbox"/>機器の仕様変更 <input type="checkbox"/>台数の増減</p> <p>変更前・変更後の単位床面積あたりの消費電力</p> <p>変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ）%</p>
<p>室用途（ ）</p> <p>変更内容 <input type="checkbox"/>機器の仕様変更 <input type="checkbox"/>台数の増減</p> <p>変更前・変更後の単位床面積あたりの消費電力</p> <p>変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ）%</p>
<p>室用途（ ）</p> <p>変更内容 <input type="checkbox"/>機器の仕様変更 <input type="checkbox"/>台数の増減</p> <p>変更前・変更後の単位床面積あたりの消費電力</p> <p>変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ）%</p>
<p>室用途（ ）</p> <p>変更内容 <input type="checkbox"/>機器の仕様変更 <input type="checkbox"/>台数の増減</p> <p>変更前・変更後の単位床面積あたりの消費電力</p> <p>変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ）%</p>

【給湯設備関係】

評価の対象になる湯の使用用途毎につき、次に掲げる(い)に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更
(い) 給湯機器の平均効率について10%を超えない低下
湯の使用用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前 () 変更後 () 減少率 () %
湯の使用用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前 () 変更後 () 減少率 () %
湯の使用用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前 () 変更後 () 減少率 () %

【太陽光発電関係】

下表に掲げる(い)、(ろ)のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更

(い) 太陽電池アレイのシステム容量について2%を超えない減少

変更前・変更後の太陽電池アレイのシステム容量

変更前 システム容量の合計値 ()

変更後 システム容量の合計値 ()

変更前・変更後のシステム容量減少率 () %

(ろ) パネル方位角について30度を超えない変更かつ傾斜角について10度を超えない変更

パネル番号 ()

パネル方位角 30度を超えない変更 () 度変更

パネル傾斜角 10度を超えない変更 () 度変更

パネル番号 ()

パネル方位角 30度を超えない変更 () 度変更

パネル傾斜角 10度を超えない変更 () 度変更

別記第1－2号様式（第4条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定による

軽微変更該当証明書

（依頼者の氏名又は名称）

（登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関名） 印

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画（住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法施行規則第3条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 建築場所
- 3 建築物又はその部分の概要

（注意）この証明書は、大切に保存しておいてください。

設計内容説明書（モデル建物法）

建築物の名称	
建築物の所在地	
設計者等氏名	

【設計内容】

確認事項	確認項目	設計内容説明欄			確認欄
		項目	設計内容	記載図書	
建築物の概要	建築物に関する事項	用途	<input type="checkbox"/> 非住宅 <input type="checkbox"/> 非住宅複合建築物 <input type="checkbox"/> 非住宅・住宅複合建築物 ・住宅用途面積（ ）㎡	<input type="checkbox"/> 出力シート <input type="checkbox"/> 概要書 <input type="checkbox"/> 面積表	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
		地域の区分	・建設地の地域の区分（ ）地域		
		階数	・地上（ ）階、地下（ ）階		
		床面積	・判定対象計算部分の床面積（ ）㎡		
	計算条件	適用モデル建物	<input type="checkbox"/> 単一モデル建物の適用 <input type="checkbox"/> 複数モデル建物の適用（ ）用途		
外皮の概要	外壁等の性能	計算手法等	<input type="checkbox"/> 断熱材種別の選択による入力 <input type="checkbox"/> 断熱材の性能及び厚さによる入力 <input type="checkbox"/> 層構成に応じた計算による入力	<input type="checkbox"/> 出力シート <input type="checkbox"/> 仕様表 <input type="checkbox"/> 集計表	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	窓の性能	計算手法等	<input type="checkbox"/> 建具、ガラス種別の選択による入力 <input type="checkbox"/> 建具種別、ガラス性能値による入力 <input type="checkbox"/> 窓の性能値による入力		
設備の概要	各設備の仕様等	対象の有無	・計算対象空調設備の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ・計算対象換気設備の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ・計算対象照明設備の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ・計算対象給湯設備の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ・計算対象昇降機の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 出力シート <input type="checkbox"/> 機器書 <input type="checkbox"/> 集計表	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
		太陽光発電	・太陽光発電の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 有の場合 <input type="checkbox"/> 全量自家発電 <input type="checkbox"/> 売電有り 年間日射地域区分（ ）区分		
結果	適否等	一次エネ	・一次エネ基準への適合 <input type="checkbox"/> 適合（BEI m： ） <input type="checkbox"/> 不適合	<input type="checkbox"/> 出力シート	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否

性能向上計画認定に係る技術的審査

適合証

（依頼者の氏名又は名称）

（登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関名）

性能向上計画認定に係る技術的審査業務規程に基づき、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の認定基準に掲げる基準に適合していることを証します。

記

- 1 建築物の位置 石狩市
- 2 建築物の名称
- 3 建築物の用途 一戸建ての住宅 住宅以外の用途のみに供する建築物
共同住宅等 住宅及び住宅以外の両方の用途に供する建築物
- 4 建築物の工事種別 新築 増築 改築
空気調和設備等の設置 空気調和設備等の改修
- 5 申請の別 建築物全体 複合建築物の非住宅部分 複合建築物の住宅部分
- 6 認定申請先の所管行政庁名 石狩市
- 7 適合することを確認した認定基準
 - 法第35条第1項第1号関係
 - 法第35条第1項第2号関係
 - 法第35条第1項第3号関係

技術的審査依頼年月日	年	月	日
認定申請予定日	年	月	日
適合証交付年月日	年	月	日
適合証交付番号			
審査員氏名			

消費性能表示認定に係る技術的審査

適合証

(依頼者の氏名又は名称)

(登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関名)

性能表示認定に係る技術的審査業務規程に基づき、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 41 条第 2 項の認定基準に掲げる基準に適合していることを証します。

記

- 1 建築物の位置 石狩市
- 2 建築物の名称
- 3 建築物の用途 一戸建ての住宅 住宅以外の用途のみに供する建築物
共同住宅等 住宅及び住宅以外の両方の用途に供する建築物
- 4 建築物の工事種別 新築 増築 改築
空気調和設備等の設置 空気調和設備等の改修
- 5 申請の別 建築物全体 複合建築物の非住宅部分 複合建築物の住宅部分
- 6 認定申請先の所管行政庁名 石狩市
- 7 適合することを確認した認定基準
■法第 41 条第 2 項関係

技術的審査依頼年月日	年	月	日
認定申請予定日	年	月	日
適合証交付年月日	年	月	日
適合証交付番号			
審査員氏名			

取下げ届

年 月 日

石狩市長 様

届出者 住 所
氏 名

次の認定の申請を取り下げるので、石狩市建築物エネルギー消費性能向上計画及び建築物のエネルギー消費性能の認定等に関する要綱第12条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 確認の特例の有無（法第35条第2項に基づく申し出）
有 無
- 3 申請に係る建築物の位置
石狩市
- 4 取下げ理由

※ 受付欄	※ 備考欄
年 月 日	
第 号	
係員氏名	

(注意) 1 ※欄は記入しないでください。

2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

取下げ届

年 月 日

石狩市長 様

届出者 住 所
氏 名

次の認定の申請を取り下げるので、石狩市建築物エネルギー消費性能向上計画及び建築物のエネルギー消費性能の認定等に関する要綱第12条第2項の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 申請に係る建築物の位置
石狩市
- 3 取下げ理由

※ 受付欄	※ 備考欄
年 月 日	
第 号	
係員氏名	

(注意) 1 ※欄は記入しないでください。

2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

取りやめ届

年 月 日

石狩市長 様

届出者 住 所
氏 名

建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく次の建築物の建築工事を取りやめたいので、石狩市建築物エネルギー消費性能向上計画及び建築物のエネルギー消費性能の認定等に関する要綱第13条の規定に基づき、認定通知書を添えて届け出ます。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 確認の特例の有無（法第35条第2項に基づく申出）
有 無 （確認年月日・番号 ）
- 4 認定に係る建築物の位置
石狩市
- 5 認定建築主の氏名
- 6 取りやめ理由

※ 受 付 欄	※ 備 考 欄
年 月 日	
第 号	
係員氏名	

(注意) 1 ※欄は記入しないでください。
2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

名義変更届出書

年 月 日

石狩市長 様

認定建築主 住所
 電話番号
 氏名
 譲受人 住所
 電話番号
 氏名

次のとおり名義を変更したので、石狩市エネルギー消費性能の向上に関する法律に係る建築物の措置等に関する要綱第14条の規定により届け出ます。

認定年月日・番号	<input type="checkbox"/> 要綱第14条に基づく名義変更 認定年月日（ ）、番号（ ）
----------	--

建築位置	
------	--

名義変更年月日	
---------	--

理由

※ 受付欄

※ 決裁欄

年 月 日

第 号

係員氏名

軽微な変更届

年 月 日

石狩市長 様

提出者の住所又は
主たる事務所の所在地
提出者の氏名又は名称
代表者の氏名
設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画について、法施行規則第26条に該当する軽微な変更をしたので、下記のとおり届け出ます。

記

【建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更】

(1) 工事の着手予定時期又は完了予定時期

工事着手予定年月日

工事完了予定年月日

【変更前】 年 月 日

【変更後】 年 月 日

(2) 建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更その他の変更後も建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合することが明らかな変更（同条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合には、建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更であるものに限る。）

※ 受付欄	※ 決 裁 欄
年 月 日	
第 号	
係員氏名	

- 注1 ※欄は、記入しないでください。
- 2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 3 当該変更に係る図面等を添付してください。

工事完了報告書

年 月 日

石狩市長 様

報告者(認定建築主) 住 所
氏 名

建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築工事が完了しましたので、石狩市建築物エネルギー消費性能向上計画及び建築物のエネルギー消費性能の認定等に関する要綱第16条第1項の規定により、次のとおり報告します。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 確認の特例の有無（法第35条第2項に基づく申出）
有 無 （確認年月日・番号 ）
- 4 認定に係る建築物の位置
石狩市
- 5 認定建築主
【氏 名】
【住 所】
【電話番号】
- 6 建築物エネルギー消費性能向上計画に基づき、建築物の建築工事が行われたことを確認した建築士等
【資 格】（ ）建築士（ ）登録第 号
【住 所】
【氏 名】
【建築士事務所名】（ ）建築士事務所（ ）知事登録第 号
【所在地】
- 7 建築物エネルギー消費性能向上計画に基づき、建築物の建築工事を実施した施工者
【資 格】建設業許可（ ）大臣・知事
（特定・一般）建設業 第 号
【営業所名】
【所 在 地】

別記第7号様式（裏面）

8 工事中の軽微な変更の内容

有・無

有の場合その内容（

）

※ 受 付 欄	※ 備 考 欄
年 月 日	
第 号	
係員氏名	

(注意) 1 ※欄は記入しないでください。

2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

3 「8 工事中の軽微な変更の内容」は別紙とすることができます。

認定建築物エネルギー消費性能向上計画状況報告書

年 月 日

石狩市長 様

報告者(認定建築主) 住 所
氏 名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 37 条の規定により、報告の求めのあった認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく次の建築物の建築工事の状況について、石狩市建築物エネルギー消費性能向上計画及び建築物のエネルギー消費性能の認定等に関する要綱第 16 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
石狩市
- 4 確認の特例の有無 (法第 35 条第 2 項に基づく申出)
有 無 (確認年月日・番号)
- 5 認定建築主の氏名

6 建築工事の内容

※ 受 付 欄	※ 備 考 欄
年 月 日	
第 号	
係員氏名	

- (注意) 1 ※欄は記入しないでください。
2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

基準適合認定建築物状況報告書

年 月 日

石狩市長 様

報告者 (認定建築主) 住 所
氏 名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 43 条の規定により、報告の求めのあった基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準の適合状況について、石狩市建築物エネルギー消費性能向上計画及び建築物のエネルギー消費性能の認定等に関する要綱第 16 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
石狩市
- 4 認定を受けた者の氏名
- 5 建築物エネルギー消費性能基準の適合状況

--

※ 受 付 欄	※ 備 考 欄
年 月 日	
第 号	
係員氏名	

(注意) 1 ※欄は記入しないでください。

2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様

石狩市長

別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により、建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律第35条第1項の規定による認定をしないこととしたので、これを通知します。

記

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る住宅の位置
石狩市
- 4 理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石狩市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 前項のほか、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日(同項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、石狩市(訴訟において石狩市を代表する者は石狩市長となります。)を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

認定しない旨の通知書

第 年 月 日
号

様

石狩市長

別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により、建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律第41条第2項の規定による認定をしないこととしたので、これを通知します。

記

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る住宅の位置
石狩市
- 4 理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石狩市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 前項のほか、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日(同項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、石狩市(訴訟において石狩市を代表する者は石狩市長となります。)を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

改善命令書

第 年 月 日

様

石狩市長

次の建築物エネルギー消費性能向上計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第38条の規定により、改善に必要な措置を命じます。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 確認の特例の有無（法第35条第2項に基づく申出）
有 無（確認年月日・番号）
- 4 認定建築主の氏名
- 5 認定に係る建築物の位置
石狩市
- 6 命ずる措置
- 7 改善の期限

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石狩市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 前項のほか、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（同項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、石狩市（訴訟において石狩市を代表する者は石狩市長となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

認定取消通知書

第 年 月 日

様

石狩市長

建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律第39条の規定に基づき、下記の建築物エネルギー消費性能向上計画について、その認定を取消しましたので、これを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 確認の特例の有無（法第35条第2項に基づく申出）
有 無（確認年月日・番号）
- 4 認定建築主の氏名
- 5 認定に係る建築物の位置
石狩市
- 6 理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石狩市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 前項のほか、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（同項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、石狩市（訴訟において石狩市を代表する者は石狩市長となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

認定取消通知書

第 年 月 日

様

石狩市長

建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律第42条の規定に基づき、下記の建築物エネルギー消費性能について、その認定を取消しましたので、これを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定を受けた者の氏名
- 4 認定に係る建築物の位置
石狩市
- 5 理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石狩市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 前項のほか、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（同項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、石狩市（訴訟において石狩市を代表する者は石狩市長となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。